

令和5年度滋賀県サステナビリティリンクボンドの発行に向けた 主幹事選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「令和5年度滋賀県サステナビリティリンクボンド」の発行に向けた主幹事を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めることとする。

2 発行概要

(1) 発行予定額及び発行時期

50億円（令和5年11月までの発行を予定）

※発行予定額・発行時期については、変更となる場合もある。

(2) 発行年限

10年満期一括償還

※発行年限については、変更となる場合もある。

(3) 発行方式

主幹事方式を採用し、スプレッドプライシング方式を原則とする。

(4) 選定するKPI、設定するSPTおよび債券特性

令和4年（2022年）3月策定「滋賀県サステナビリティ・リンク・ボンドフレームワーク」と同一のものとする。

※必要に応じて微修正を行う場合もある。

(5) その他

ア 受託銀行は、事務主幹事と別途協議する。

イ 格付は取得しない。

ウ 引受団を組成する可能性がある。

エ 事務主幹事は、起債のとりまとめに加え、外部評価機関との折衝を含めたサステナビリティリンクボンド発行にかかる業務のとりまとめを行うストラクチャリング・エージェントを担うものとする。

3 主幹事選定に係る有効期限（マンデート期間）

令和5年度

4 予定価格

16,500,000円（消費税および地方消費税を含む）

※発行額100円あたり33銭（幹事手数料・引受責任料・販売手数料含む）

5 プロポーザルに参加する者に必要な資格

次の要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも

該当しない者であること。

- (3) 地方債の引受に係る財務省や金融庁等の監督行政庁からの処分等期間中でないこと。
- (4) 令和5年3月末までに日本国債、地方公共団体の市場公募債、共同発行市場公募地方債又は財投機関債の引受実績があること。
- (5) 令和5年3月末までにESG債（グリーンボンド・ソーシャルボンド・サステナビリティボンド・サステナビリティリンクボンド）の主幹事実績があること。（地方債、財投機関債、社債のいずれも可。国内外を問わない。）

6 説明会

本プロポーザルに関する説明会は開催しない。

7 参加申込の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

- (1) 提出物 公募型プロポーザル参加申込書（様式1）
- (2) 提出期限 令和5年5月18日（木）午後4時
- (3) 提出方法 電子メールにより提出し、必ず到達確認の電話を行うこと。
件名は「プロポーザル参加申込」とすること。
- (4) 提出先 滋賀県総務部財政課財政企画係
メールアドレス zai-kikaku@pref.shiga.lg.jp

8 質問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、下記により受け付ける。

- (1) 提出物 質問票（様式2）
- (2) 提出期限 令和5年5月22日（月）午後4時
- (3) 提出方法 電子メールにより提出し、必ず到達確認の電話を行うこと。
電話または口頭による質問は受け付けない。
- (4) 提出先 滋賀県総務部財政課財政企画係
メールアドレス zai-kikaku@pref.shiga.lg.jp
- (5) 質問に対する回答 期限までに提出された全ての質問について、令和5年5月24日（水）を目途に、参加申込書提出者全員に対し、電子メールで回答する。

9 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、次の書類を作成し提出すること。なお、提案は、1者につき1提案とする。

(1) 提出物

- ① 企画提案書提出書（様式3） 正本（押印文書）1部
 - ② 企画提案書（任意様式） 正本1部、写し1部
- ア 提案書はA4横（カラー可）、本文15ページ以内とし、必要な項目のみを精査

の上、記載すること。(表紙、ディスクレイマーはページ数から除く。目次は不要)

- イ 提案書が上記要件を満たしていない場合は減点の対象とするので、留意すること。
- ウ 高度な専門知識を有しない者にもわかりやすい表現を心がけること。
- エ 提案する項目は、別紙1「令和5年度滋賀県サステナビリティリンクボンドの発行に向けた主幹事選定に係る公募型プロポーザル提案項目」によることとし、項目ごとにそれぞれ提案する内容を記載すること。
- オ 提案内容は、本県の発行概要に即したものとし、信頼に足る情報に基づき、具体的に記載すること。

③ ESG債主幹事実績（様式4） 正本1部

④ 滋賀県に対するESG債に係る情報提供や提案の実績（様式5） 正本1部

⑤ 社会政策推進面に係る関係書類（該当する場合のみ提出） 正本1部

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、それを証明するものの写し

イ 高年齢者雇用確保措置を講じている場合は、労使協定の締結または労働基準監督署の届出をしている就業規則の該当箇所の写し

ウ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合は、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し

エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合は、障害者を雇用している旨の申立書（様式任意）

オ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合は、同認定証の写し

カ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合は、同認証証・登録証の写し

a 國際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証

b 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録

c 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

d 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(2) 提出期限 令和5年5月29日（月）午後4時まで

持参による場合は平日のみとする。

郵送による場合は、提出期限までに提出先に到着していること。

(3) 提出方法 持参または郵送によることとし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。また、郵送した旨を電話で連絡すること。

②、③、④については、持参または郵送に加えて、電子データを電子メー

ルにより提出すること。

- (4) 提出先 滋賀県総務部財政課財政企画係
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号（滋賀県庁本館3階）
メールアドレス zai-kikaku@pref.shiga.lg.jp

10 審査について

(1) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、滋賀県総務部財政課が設置する審査会（委員3名）により審査を行う。

審査会において、予め定めた評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書等および提案者によるプレゼンテーションにより審査を行い、総合点が最も高かった者および次に高い者の2者を選定（共同主幹事制）し、総合点が最も高かった者を事務主幹事候補者とする。なお、総合点が同じものが複数あった場合は、審査会での協議により決定する。

プレゼンテーションの詳細については、企画提案書等の提出者宛てに後日通知する。

- ① プrezentationの日時 令和5年6月5日（月）
② 開催形式 オンライン会議システム（Zoom）を利用（予定）
③ 内容 提案書に基づく提案内容説明（15分）、質疑応答（10分）
説明時間（15分）の超過は減点の対象とするので、時間配分を考慮して説明すること。）

(2) 評価項目および評価点

評価項目および評価点は、別紙2「令和5年度滋賀県サステナビリティリンクボンドの発行に向けた主幹事選定に係る公募型プロポーザル評価項目」による。

(3) 結果の通知

審査の結果については、企画提案書等の全提出者に対し速やかに文書で通知する。ただし、決定した主幹事候補者が下記12により資格を取り消された場合は、次点以降の者から順次、本業務の主幹事候補者とする場合がある。

11 失格

- (1) 提出期限等に遅れた場合
(2) 提出書類に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
(4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
(5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

12 主幹事（候補者）資格の取消しについて

次のいずれかに該当する場合、主幹事（候補者）資格を取り消す。

- (1) 本プロポーザルから発行日までの間に、財務省や金融庁等監督行政庁から処分等を受け、当該処分期間中等の理由により起債運営に支障があると本県が判断した場合。

- (2) 主幹事（候補者）から辞退の申し出があった場合。
- (3) 主幹事、主幹事の役員等（代表者もしくは役員またはこれらの者から取引上的一切の権限を委任された代理人をいう。）または主幹事の経営に実質的に関与している者が、滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれかに該当するとき。
- (4) その他、起債運営に支障が生じるなど、主幹事（候補者）として不適切であると本県が判断した場合。

13 主幹事が遵守すべき事項

主幹事（候補者）は下記の事項を遵守するものとする。

- (1) 本県債の信用力や流通実勢等を適切に反映した提案、販売を行うこと
- (2) 起債運営に係る市場情報などの適時適切な提供に努めること
- (3) 報道機関等の取材に対して誠実に対応すること
- (4) その他、県債による公金の調達の重要性に鑑み、県民の信頼を損なうことのないよう、社会的な責任に配慮すること

14 その他

- (1) 受理後の提出書類について、内容の変更（加筆、訂正、差し替え等）は認めない。
- (2) 受理後の提出書類は返却しない。ただし、このプロポーザルに係る審査以外に使用することはない。
- (3) 本プロポーザルの参加にかかる経費は全て参加者（提案者）の負担とする。
- (4) 使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (5) 連絡調整者を1名以上配置すること。

15 問い合わせ先

滋賀県総務部財政課財政企画係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話番号 077-528-3182

メールアドレス zai-kikaku@pref.shiga.lg.jp

令和5年度滋賀県サステナビリティリンクボンドの発行に向けた
主幹事選定に係る公募型プロポーザル提案項目

1. 提案項目および内容

提案項目	提案内容
起債運営に 関すること	<p>1 運営全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ○起債戦略全体にわたる考え方（コンセプト） ○起債スケジュール及び日程調整の考え方 ○引受手数料率 ○需要予測、具体的な販売想定及びアロケーションの方針 <p>2 投資家動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投資家動向の分析 ○新たな投資家（県内投資家を含む）確保に向けた具体策
サステナビリテ ィリンクボンド に関すること	<p>1 事務の進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○条件決定までの事務の進め方及びその考え方 <p>2 発行に関するサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発行に当たり、発行体の事務負担の軽減につながる具体的な方策（例） <ul style="list-style-type: none"> ・フレームワークの修正、外部評価機関との調整、発行後のレポートイング、検証に至るまでの発行体の事務負担を軽減するための方法・手段 ・スプレッドタイト化の方策 <p>3 PR戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投資家拡大（新規、継続、県内投資家等）および滋賀県CO₂ネットゼロ施策の訴求等に向けた支援・戦略 ○各投資家による投資表明の支援及び獲得方法 ○貴社の営業活動における滋賀県CO₂ネットゼロ施策のPR（県内ESG投資拡大に向けた取組を含む） ○IR支援 ○メディア対応 <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貴社のサステナビリティリンクボンドの起債に関する強み

2 留意事項（提案にあたっての前提条件）

下表に記載した項目は、市場公募債発行において一般的な事項と考えられ、各社共通の前提条件として取り扱うため、提案書への記載は不要とする。（本県の指定する条件以上の内容を提案する場合は適宜記載すること。）

項目	本県の指定する条件
マーケット メイク	<ul style="list-style-type: none"> ○募集期間終了後、概ね6か月程度以上、マーケットメイクを行う。 ○情報ベンダー等を通じて適切なビッド／オファー条件（ビッド／オファー間スプレッドも含む）を提示し、価格維持に努める。 ○投資家の売り／買い双方向の取引ニーズに対し、価格維持の観点から適切に対応する。

起債運営 方式	<p>○ 「主幹事・スプレッドプライシング方式」において一般的に採用されて いる次の事項等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 条件決定（ローンチ）、均一価格リリース方式の採用・ マーケットメイクを含む起債後のフォローアップ
------------	---

令和5年度滋賀県サステナビリティリンクボンドの発行に向けた
主幹事選定に係る公募型プロポーザル評価項目

1 評価区分等

評価区分	評価項目と配点割合	
提案に係る評価	1 起債運営に関すること 2 サステナビリティリンクボンドに関すること	70点
内部評価	3 過去のESG債主幹事実績 4 有利な提案、情報提供等、本県起債運営に対する貢献等	30点
社会政策面等の評価	5 下記に掲げる社会政策面での取り組み等	7点

2 評価基準および評価点

	評価項目	配点
1-①	起債戦略が効果的な起債運営に資するものであるか。	10
1-②	合理的かつ適切な起債スケジュールが考慮されているか。	5
1-③	提示された引受手数料率が妥当なものであるか。	5
1-④	需要予測や、販売想定、投資家動向の分析等、販売に影響を与える提案が販売戦略に資するものであるか。	10
2-①	合理的かつ適切な事務の進め方が考慮されているか。	5
2-②	提案者内関連部署における役割分担や、県の事務負担軽減に向けてのサポート体制が適切なものであるか。	15
2-③	適切なPR戦略であるか。	15
2-④	その他の提案事項が効果的な起債に資するものとなっているか。	5
3-①	ESG債主幹事実績	20
4-①	情報提供等、本県起債運営に対する貢献等	10
5-①	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	1
5-②	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
5-③	高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出をしているか。	1

5-④	障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。	1
5-⑤	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか。	1
5-⑥	<p>環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 ・一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ・特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ・一般財団法人工エコステージ協会の実施するエコステージの認証 	1
5-⑦	県内に本店を有する事業者であるか。	1
合計（満点）		107